時事新報

明治十八年十一月十六日月曜日
舊乙酉十月十日(乙亥)
日出午前六時三十八分　日入午後四時五十二分　月出午後一時十七分　月入午前零時零二分　滿潮午前十一時四十四分
(西曆一千八百八十五年)

定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢　一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭クル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戶　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戶　幸手　久喜　關宿　千葉　登戶
寒川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク郵送料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

人力車夫の取締如何

男尊女卑の弊害は今更云ふも忍びざるほどの次第にして近來は都鄙の別なく有志の婦人幷に士人が其の宿弊と矯正せんとて頻りに盡力せらるゝ者多きよしにて日に本社へ到來する無數の通信にても其事實の一斑を見るに足るべし我輩の最も滿足とする所なり然りと雖ども其の弊風の由りて來りし根本を尋ねば固より一朝一夕の事にあらず百千年來社會百般の事情より日增し年增しに增長して人の目にも付かざる平々凡々たる小害小弊の次第〳〵に累り合ひて今の姿になりたることなれば之を矯正するにも唯ゞ一方の要害を攻め破りて事の成るべき性質のものにあらず著しき要害は固より攻むべしと雖ども又一方には少弊害の在る所を求めて之を等閑に差置かず俗に薄紙を剝ぐが如く徐々にしあがら少しも怠らざること肝要なるべし夫れに付き我輩が東京市中往來のとき常に見て目に餘るものは彼の營業の人力車夫が婦人通行の自由を妨害すると是なり東京府下の八百八町到る處として五輛六輛の客待ち人力車の居らざるは無くその通行人に向て乘車を勸むる素より營業の自由にして通行人のみきも乘るも乘らざるも亦其自由に任せ客と車夫と孰れも双方の自由を枉げずして甚だ便利あるに似たれども其實は男子の客のみの自由を得て女子の客を哀きにも車夫の放縱にその通行を妨げられ婦人と見懸くる時は故意に價と高くして之を苦しむるのみあらず左右より附纏ひ來りて惡强ひに車を勸め幾たびか無用なりと言放ちても更に之と聽入れず、穢なく臭き襤褸を態とひらめかして身の邊に附纏ひ來り五十步も百步も際限を知らず斯くしていよ〳〵誘惑せらるゝときは車と勸るの言葉は變じて放言惡口とあり侮辱至らざるはなし倚は甚だしきは最初より乘らぬ客とは知りながら婦人と侮りて無理に車を勸め其耻かざるを利して嘲弄の機會となし甚だしきは通行の婦人女子となぶりて狂婦の種子となし以て車夫客待ち長日の閑を消するが如き言語に絕えたる次第と申すべきなり斯る事情なるが故に都下にて良家の婦女子と門外三尺を出ると共に其身は惡車夫惡口の的に曝るものと覺悟せざるを得ず若しも之と厭へば家に引籠り居るか然らざれば初めより車に乘るの外に詮方あることなし春秋の天氣に乘じて子女を携へ散步杯せんと思立ちても惡車夫の事を考れば未だ之を見ずして先づ之を厭ふの情を催ほし、廻はり道をしても其群集を避け散步の序に町の店にて子供の土產買ふなどは迚も叶はぬことゝ觀念して往來淋しき方角を擇ぶが如きは現に今日の事實にして每度優しき婦人の口より洩るゝ不平談なり

本來人力車夫輩が斯くも婦人に無禮なるは必ずしも之に由りて利益を得べきにあらず唯一時の安慢と恣にするまでにして其內心は左まで惡むべき樣もなきに似たれども社會全体の秩序より論ずるときは其不体裁は實に容易ならざることなり假に外國人をしてこの眞面目を一見せしめさらば何と評論を下たすべきや日本にては社會の富貴貧賤に著しき懸隔ありて所謂官尊民卑の如きは文明國に曾て例と見ざるほどの有樣なれども又一方より觀察すれば强弱の懸隔も亦甚だしきものにして苟も腕力なくしては世に立つこと叶はず例へば婦人女子は腕力の最も弱き者なるが故に日本の首府東京なぞにては市中を往來するにも其難澁は一方ならず婦人は行逢ふて道を讓る者もなく夏の日蔭、冬の日向、男子の專らにする所にして六尺の大丈夫が大手を振りて群集の中を罷り通れど婦人子供輩は踏まれんことと恐れて之を避るが如き每度目擊する所にして殊に彼の人力車夫なる者は最も下等の人種たるにも拘はらず靑天白日大都會の各處に群集して往來の婦人とさへ見れば其弱きを侮りて之を嘲弄すること實に目に餘るほどの次第なれども社會全体の風俗は是非なきことゝ見へて傍に在る人も之を止むるなく其爲すがまゝに任せて悠々たりとは人間世界の奇觀歐米諸國には未だ曾て見ざる所なりとて驚くこととならん幸にして東京には外國人の數も今尙ほ多からず且我國人の言葉は往來の騷々しき中にて外人の耳に聞取り兼る場合もありて斯る事情と知る者少なしと雖ども他人に知られざればとて醜体は則ち醜体なり我輩はこれに安んずるを得ざるなり殊にこの惡風俗が男尊女卑の痼疾より由來したる發症の容体なりと云へば事は小なるに似たるも其毒は深し片時も油斷すべきに非ず況んや內外人の交際も日に繁多に赴く時節に於てをや事の實質の性質に於ても人の目に觸るゝ外面の体裁に於ても人力車夫の取締は特に注意を要することゝ我輩は信ずる所なり

官報

○東京府布達甲第七十三號

府會議員中改選スヘキ人員左ノ通ニ付來ル十二月右選擧會ヲ開ク但開會期日ハ該郡區長ヨリ公告スヘシ

麹町區	二人	神田區	二人
日本橋區	一人	京橋區	三人
芝區	二人	麻布區	一人
赤坂區	一人	四谷區	二人
牛込區	一人	小石川區	二人
本鄉區	二人	下谷區	一人
淺草區	三人	本所區	二人
深川區	一人	荏原郡	二人
東多摩郡	二人	南豐島郡	二人
北豐島郡	二人	南足立郡	一人
南葛飾郡	一人		

右布達候事

明治十八年十一月十四日　東京府知事渡邊洪基

○東京府告示乙第百八十九號

商標條例ニ依リ登錄相成候商標ノ見本ハ郡區役所ヘ備置ク

右告示候事

明治十八年十一月十四日　東京府知事渡邊洪基

○明治十八年十一月十二日

近衞都督兼議定官陸軍中將二品大勳位　彰仁親王

瑞典那威國皇帝陛下ヨリ贈與シタル「サントラーウ」第一等勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

○豫て仰出されし如く皇后宮には昨十三日華族女學校の開校式を行はせられたり其の次第は左の如し

華族女學校へ行啓開校式次第

一御臨校ニ先チ御息所宮內卿輔杉宮內省二等出仕校長ノ夫人參校

一午前十時三十分

皇后宮御臨校

校長教師職員生徒表門外ニ奉迎

御息所並宮內卿輔杉出仕校長夫人玄關左脇ニ奉迎

一御休憩所ヘ入御

第一　御息所御對面宮內卿輔杉出仕校長夫人拜謁

第二　校長幹事教員准奏任以上拜謁

校長學校圖受持時間表及教師名簿生徒名簿等ヲ奉獻ス

一教場御巡覽

校長御先導御息所及宮內卿夫人女官二名(內一名ハ下田歌子)扈從

一御巡覽畢テノ御休憩御晝餐

一御晝餐後大臣參議公侯爵者等ノ夫人拜謁

一午後一時三十分式場ヘ臨御

校長御先導御息所宮內卿輔杉二等出仕皇后宮大夫同夫人校長夫人及皇后宮亮宮內書記官女官等扈從

式場ヘ臨御前ヨリ式場御着坐ノ頃迄奏樂式場御立ノ節ヨリ御休憩所ヘ被爲入候迄奏樂

一左ノ令旨アリ畢テ校長ヘ御授與校長復席祝詞ヲ朗讀

生徒總代教師總代壽ヲ朗讀

此度新に華族女學校を設立し今日其開校式をおこなふ〳〵惟ひみるに女子は人の母となるべきものにて其子を誘掖薰陶すへき天賦の本分あるものなれはことに各地女學校の設けあり今まさ特に華族の爲に此校を新設せられ入校の女子は諸科の學術に熟達し其本分をつくさん事を力むへく又其教官は女子教育の大任と思ひ勉て教授の方法に注意し時と減し等を審かしめて速に其學科の要領を得せしむへし今日開校の式に臨み聊か所思を告て前途の進步を望む

一御休憩所ヘ入御御休憩ノ上立食場ヘ成ラセラル

陪食ノ諸員(男女)扈從ス(此時奏樂)

一立食(此間時々奏樂)

一立食畢テ御休憩所ヘ入御暫テ還御

還御之節御息所ハ玄關勅奏任官ハ門內右側大臣參議宮內省勅任官ノ夫人及公侯爵者ノ夫人等ハ左側ニ奉送校長教師職員生徒ハ表門外ニ奉送ス

○鹿鳴館に於て開設の婦人慈善會へ來る十九日行啓遊はさるゝ旨仰出されたるに付き昨十三日宮內省より同會へ左の通達せり

婦人慈善會

其會ニ於テ本月十九日ヨリ三日間出品會相催候趣皇太后宮皇后宮被聞召來ル十九日午前十時御出門行啓被仰出候條此旨相達候事(以上五件本年十一月十四日官報)

雜報

○米國領事館書記の死去　橫濱なる米國領事館の書記ヘーウード氏は去る七月中旬より肺病に罹り山の手病院に入り治療中なりし處去十三日の夜死去せしに付同領事館にては一昨十四日旗を半竿に揭げて弔意を表したるよし

○倫敦商法會議所照會書　左れ照會書は倫敦商法會

議所より……て參考の……議啓陳れ……當府に於……際併せて……開き度就……候哉御問……に無之先……會と代表……國の公利……の人々の……も候但し……ざるはづ……所の思考……豫定せず……状に回報……も利益あ……惟する所……題と撰拔……分左の事……

大英帝……て萬國……民地と……法と定……度量及……と發育……開設す……前陳の要……合會をし……國全般の……當府に於……民事務長……商會聯合……して之と……し及右聯……て此創立……業と發企……改良を遂……むる爲先……の名譽を……れ顧慮と……員を開進……異賀の上……

千八……

○汽船と……を爭ひ汽……りと思ふ……あり得る……て歐米の……諸線路の……すると同……ツゾリー……迄は非……ては一千……ウンより……ヴェルロ……